

7・1 人材確保

7・1・1 日本人船員(海技者)の確保に関する活動

人材確保タスクフォース(TF)及び内航ワーキンググループ(WG)が中心となり、従前同様に船員教育機関(大学、高専、海技教育機構)とも連携し、優秀な日本人船員(海技者)の確保に向けた広報活動等を行った。

主な活動は以下の通りである。

(1)大学(東京海洋大学海洋工学部・神戸大学海事科学部)関係

①1・2年生向け講演会

優秀な学生に海技者を志望してもらうべく、当協会会員会社の船長・機関長、若手航海士・機関士による1・2年生向け講演会を東京海洋大(平成24(2012)年12月14日:1年生対象/同25(2013)年1月16日・18日:2年生対象)と神戸大(平成24(2012)年4月18日:2年生向け/同年8月9日・平成25(2013)年1月25日:1年生向け)でそれぞれ開催した。

②オープンキャンパスへの協力

神戸大が高校生とその保護者等を対象に、平成24(2012)年8月9日に開催したオープンキャンパスにおいて、来場者向けに設置された「相談コーナー」で船長が海運業界や海技者の仕事等に関する質問に対応した。

③キャリアガイダンス(海運企業説明会)

平成24(2012)年10月9日に東京海洋大において、海運業界の概要と海技者の仕事に関する講演、ならびに各社ブースにおける企業説明の構成で実施した。当協会会員19社に対し、学生約120名(主に3年生)が参加した。

(2)高専関係

①5高専商船学科合同進学ガイダンス

中学生とその保護者、教師等を対象とした5高専(富山・鳥羽・広島・大島・弓削)商船学科合同の進学ガイダンスを、文部科学省、国土交通省、富山・三重・広島・山口・愛媛・神奈川・兵庫各県の教育委員会と、全日本船舶職員協会の後援を得て、平成24(2012)年7月1日に神戸で、同16日に横浜で、同29日に広島でそれぞれ開催した。

ガイダンスは、高専教員による商船学科の概要・学校生活等の説明や、当協会会員会社に勤務する高専出身の現役航海士または機関士による講演、学校毎の相談ブースでの学校紹介・質疑応答等で構成。3会場合わせて251名の中学生や保護者等が参加した。なお、今回もガイダンス開催に先立ち、朝日中学生ウィークリー新聞に記事広告を掲載した。

②5高専一人材確保TF連絡会(平成24(2012)年11月8日 於 東京)

平成24(2012)年度ガイダンスの結果と次年度ガイダンスの開催方針等について意見交換すべく、同年11月8日に当協会会議室で実施した。

③5高専と内航船社の情報交換会(平成25(2013)年2月15日 於 東京)

高専側の要望に基づき、高専と内航各社の相互理解を一層促進すべく、初めての試みと

して平成 25(2013)年 2 月 15 日に当協会会議室で開催した。5 高専の教員 10 名と、当協会関係内航船社 17 社から 25 名が参加し、若手船員養成策や新人採用関連の問題等について、ざっくばらんな意見交換が行われた。

(3)海技教育機構

①機構各校と内航船社の情報交換会(平成 24(2012)年 6 月 7 日 於 東京／同 11 日 於 神戸)

平成 24(2012)年 6 月 7 日の東京会場での会合には機構本部、口之津・唐津海技学校、波方海技短大、海技大の教員と、当協会関係内航船社 16 社から 24 名が、同 11 日の神戸会場の会合には機構本部、小樽・館山海技学校、宮古・清水海技短大、海技大の教員と、当協会関係内航船社 12 社から 17 名がそれぞれ参加。若手船員養成策や、新人採用関連の問題等についてざっくばらんな意見交換が行われた。

②機構教員対象の内航海運実務に関する勉強会

先生方に内航海運の現状や運航及び荷役の実務等について知ってもらい、学生指導に役立ててもらうことを目的に、平成 24(2012)年 12 月 11 日に内航 WG メンバー 4 社が機構本部を訪問し、TV 会議システムを通じて各校に説明を行った。

(4)その他

平成 24(2012)年 10 月 13 日、荒川区立第三中学校がキャリア教育の一環として毎年開催している「校内ハローワーク」に当協会会員会社の船長を講師として派遣し、海運業の重要性や船員の仕事、やりがい等について生徒に説明した。

また、平成 21(2009)年制作の DVD・小冊子「海の上のプロフェッショナル」を 8,000 部増刷し、関係機関の協力も得て広く配布した。

7・1・2 航海訓練所に係る受益者負担問題

(1)経緯

国土交通省が平成 23(2011)年度に設置した「船員(海技者)の確保・育成に関する検討会」では、国庫支出削減が叫ばれている中で航海訓練所に年間約 60 億円が、海技教育機構に年間約 26 億円がそれぞれ国から交付されているところ、国土交通省の強い要望により、両組織に関する「受益者負担のあり方」も論点とされた。

時間の関係等もあり、同論点についてはほとんど議論されなかったにもかかわらず、国交省の強い要望に基づき、検討会の報告書には「コスト等を踏まえ、両組織に係る受益者負担の適正化を図る」旨が盛り込まれた。

(2)国交省要望とそれに対する当協会の対応

平成 24(2012)年 10 月、国交省から当協会に対し、受益者負担適正化策として「トン税適用会社から航海訓練所への第三者訓練委託費(注)を 3 倍に引き上げたい」との要望が為された。

(注) トン数税制の適用を受ける事業者は、一定数の外航日本人船員を自ら養成(3 級海技士免

状の取得に必要な乗船履歴(後半 6 カ月分)を社船で積ませること)するか、もしくは養成費用を支弁して第三者(要は航海訓練所)に委託することが求められる。

当協会は国交省要望に対し、当協会の本件に関する根本的な問題意識を伝えつつ、「容認できる引き上げ幅は 1.5 倍まで」であり、「引き上げの実施時期はできるだけ遅く、且つ、段階的な引き上げとする」よう回答した。

当協会回答を受け、国交省は財務省とも折衝の上、平成 25(2013)年 1 月に「平成 26(2014)年度から同 30(2018)年度までの間に段階的に引き上げ、最終的には現行比約 1.45 倍としたい」との修正案が示され、当協会はこれを受諾した。

7・1・3 承認船員制度等に関する活動

日本籍船に乗り組む外国人船員には、国土交通省の承認試験等が課せられるため、トン数標準税制導入による日本籍船の増加に十分に対応することが難しいと懸念され、当協会は、「STCW 条約締約国が発給した資格証明書を受有している者に対しては、わが国の海事法令の周知のみによる承認証の付与(承認試験の廃止)」とするよう国土交通省に求めてきた。

当協会からの要望を受け、国土交通省は、平成 22(2010)年 10 月、「成長戦略船員資格検討会」を設置、平成 23(2011)年 3 月の取りまとめに基づき、以下の制度を導入し、順次、運用が開始されている。

(1) 承認試験関係(船舶職員及び小型船舶操縦者法関係)

① 機関承認制度(特定の教育機関卒業者への試験免除制度)の導入

選定された他国の「商船大学等の船員を養成する機関」の卒業生に対し、承認試験免除制度の導入が決定された。導入当初は、二等航海士・二等機関士以下の職務だけに適用となるが、上級職務への適用は、導入後の実態を踏まえ、条件整備等、今後検討される。

国土交通省は、上記の新制度に基づき、平成 23(2011)年 8 月に比国の船員養成機関 3 校(MAAP・PMMA・NTMA)を、第 2 弾として平成 24(2012)年 6 月、新たに比国の船員養成機関 3 校(Bicol Merchant Marine College・Cristal e-College・Holly Cross Davao)を認定した。現在、国土交通省ではインドの 3 校(TOLANI・VELS・MANET)の追加認定に向け、書類調査を実施中で、平成 25(2013)年中に現地調査を行う予定。

(2) 船員法関係

① 船舶料理士資格

従来、船舶料理士登録試験は国土交通省より認定講習機関として登録された SECOJ により年 3 回マニラにて実施していた。一方、平成 23(2011)年 5 月 16 日付けで「船舶料理士に関する省令第 2 条第 3 号ハに規定する同号イに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者を養成する講習に関する基準」が策定されており、大手 3 社フィリピン講習機関を同等認定講習機関として認定頂くよう取り進めている。

② その他、船員法資格関係

衛生管理者資格・船舶保安管理者資格および危険物等取扱責任者資格については、E-Learning システムを活用した講習の実施基準が策定された。

海事法令講習と併せ、衛生管理者資格講習および危険物等取扱責任者資格講習に関しては、当協会が E-Learning システムを開発し、関連ソフトウェアを希望船社に無償提供した。同システムは平成 24(2012)年 4 月から運用開始されている。

船舶保安管理者資格講習の E-learning については平成 25(2013)年 4 月より開始出来るよう、国土交通省・海技教育機構が主体となり運用方法等を調整中である。